

枚方市環境基本計画の見直しに係る  
基本的な考え方について

(答申)

平成 22 年 11 月

枚 方 市 環 境 審 議 会

## 目 次

1. はじめに	1
2. 見直しにあたっての基本的な視点	2
3. 新たな基本計画のテーマ	3
4. 基本目標	4
5. 基本施策	5
6. 重点プロジェクトを考える上での視点	6
7. すべての主体の参加と計画の推進	7

### <付属資料>

付属資料 1 諮問書	1 1
付属資料 2 枚方市環境審議会委員及び環境基本計画改定部会委員名簿	1 2
付属資料 3 枚方市環境審議会における審議経過	1 4
付属資料 4 枚方市の環境の現状と課題	1 5
付属資料 5 答申にあたって（意見）	2 6

## 1. はじめに

枚方市では、枚方市環境基本条例に基づき環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成13年2月に枚方市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、環境保全の取り組みを推進している。これらの環境保全の取り組みにより、環境に配慮した事業活動を行う事業者の増加や市民による環境保全活動の活性化など、市民・事業者の環境意識の高まりが見られるようになり、環境の改善にも一定の成果をあげてきた。

しかし、基本計画の策定から9年が経過し、地球温暖化や生物多様性の問題など、基本計画を取り巻く状況が大きく変化してきている。

また、これらの社会状況等の変化に対応するだけでなく、枚方市の総合計画や個別計画との整合を図るとともに、より具体性・実効性の高い基本計画とするために、目標や施策の体系などを見直していく必要がある。

こうしたことから、平成22年7月に枚方市長は本審議会に「枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について」諮問を行った。この諮問を受け、本審議会は、専門的な審議を行う必要があることから、環境基本計画改定部会を設置し、枚方市の環境の現状と課題、社会状況等の変化などを踏まえ、具体的な審議を行った。

その結果、基本計画を見直しするにあたっての基本的な考え方について取りまとめたので、次のとおり答申する。

## 2. 見直しにあたっての基本的な視点

### (1) 社会状況等の変化への対応

地球温暖化や生物多様性などの問題は、基本計画の策定後に、大きな環境問題として国内外において取り上げられるようになった。こうした基本計画の策定時には想定していなかった社会状況等の変化に対応した新たな基本計画を策定することが必要である。

### (2) 総合計画及び個別計画との整合

平成 21 年 4 月に「第 4 次枚方市総合計画第 2 期基本計画」が改定されている。また、個別計画として、平成 18 年 5 月には「枚方市里山保全基本計画」、平成 19 年 6 月には「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」、平成 21 年 6 月には「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）」などが策定されている。

このように枚方市の総合計画や環境に関連する個別計画が新たに改定・策定されており、これらの計画との整合を図り、環境保全の取り組みを枚方市が一体となって推進していくことが必要である。

### (3) 体系の見直し

今日の環境問題には、環境保全の取り組みの成果が短期的にはなかなか現れにくいものが増えてきている。また、計画的・継続的に施策を実施することで、はじめて成果が得られるものがあり、施策の進捗状況を適切に把握することが重要となっている。

このことから、施策の体系において重複する施策を整理するとともに、よりわかりやすい体系に再編し、進行管理を適切に行うことができるように見直す必要がある。

### (4) これまでの取り組みを踏まえた見直し

平成 13 年 2 月に基本計画が策定され、これまで様々な取り組みが行われてきた。これまでの取り組みの現状や課題を踏まえ、枚方市がめざすべきまちの姿の実現に向けた取り組みを一層強化するため、基本計画の見直しを行う必要がある。

### (5) 地域特性を踏まえた見直し

枚方市は、豊かな水の流れを持つ淀川や東部地域の里山など、豊かな自然環境に恵まれている。また、平成 14 年及び 18 年に国内最高気温が記録されるなど、暑いまちとして知られている。他にも、特別史跡の百済寺跡など、多くの歴史文化遺産がある。このように、枚方市には特徴となる地域環境資源が多く残されており、これらの地域特性を踏まえた見直しをする必要がある。

### 3. 新たな基本計画のテーマ

枚方市環境基本条例では基本理念や基本方針が定められており、それを受けて策定した基本計画では、対象となる環境の範囲を幅広く捉え、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。しかしながら、枚方市がどのようなまちの姿をめざしているのかが市民・事業者・行政の中で十分に共有できているとはいえない。基本計画に基づく環境保全の取り組みを着実に進めていくためには、総合的な視点により枚方市全体を見据えた、基本計画がめざすべきまちの姿を明らかにすることが重要である。

そこで、新たな基本計画では、枚方市環境基本条例や第4次枚方市総合計画を踏まえ、枚方市が環境保全の取り組みを推進するにあたっての中長期的な共通目標となる枚方市のめざすべき環境像を設定することが必要である。また、このめざすべき環境像は、すべての主体の環境保全活動の原点となるものであり、市民・事業者・行政の間でしっかりと共有していく必要がある。三者の間で掲げた単なる環境像に終わるのではなく、三者が同じ志を持ち、同じ方向に向かって進むことができるものを設定すべきである。

新たな基本計画において、テーマを設定する際に考慮すべき視点を次のとおり示す。

- 枚方市の地域特性を踏まえること。
- 人と自然が共生した持続可能なまちをめざすこと。
- 良好な地球環境や地域環境を将来の世代に引き継ぐこと。
- 枚方市環境基本条例の「環境を思いやるまち枚方」と方向性が一致していること。

## 4. 基本目標

基本計画のテーマである枚方市のめざすべき環境像を実現するため、次のとおり地球環境、自然環境、都市環境、生活環境の4つの分野別にめざすべきまちの姿である基本目標を提案する。なお、これらの4つの基本目標は、次ページに示すような基本施策の展開を整理する上で分類しているものであり、一つの基本施策が複数の基本目標の達成に関与することもあるので、それぞれの基本施策と基本目標のつながりを考えながら、基本計画を推進していく必要がある。

### 基本目標1 【地球環境】

#### 地球環境への負荷が少ない持続可能なまち

地球温暖化防止に向けた取り組みを積極的に推進し、エネルギーの有効利用など低炭素社会が実現した持続可能なまちをめざします。

### 基本目標2 【自然環境】

#### 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち

市内の優れた自然環境を保全するとともに、市内にある多様な生態系が守られ、人と自然とが共生するまちをめざします。

### 基本目標3 【都市環境】

#### 環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち

環境にやさしい都市基盤や交通体系が整備され、歴史文化遺産の保全と活用ができるまちをめざします。

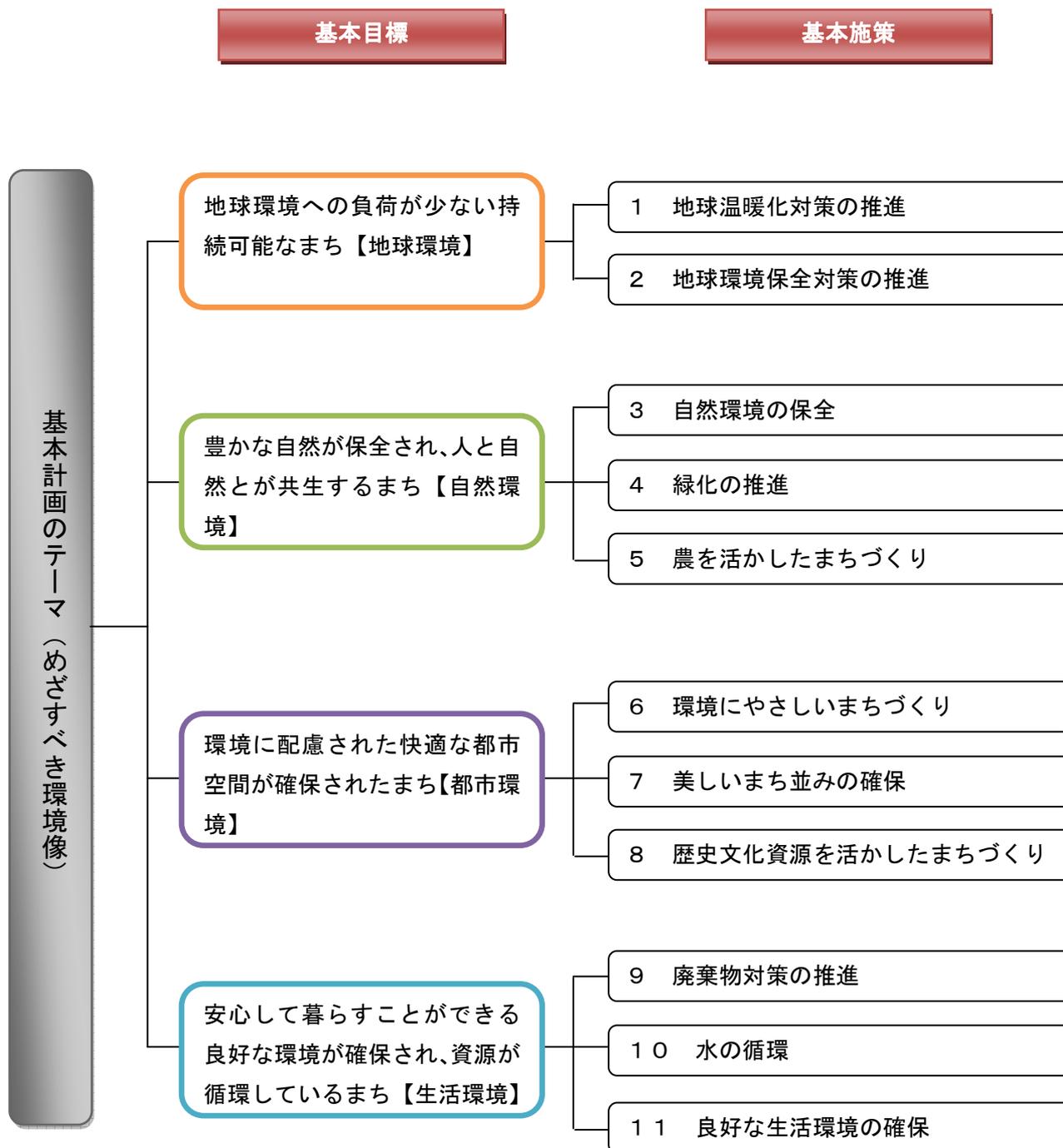
### 基本目標4 【生活環境】

#### 安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち

廃棄物の発生抑制など循環型社会を形成するとともに、澄んだ空気、清らかで豊かな水、静けさなどが確保された安心して健康に暮らすことができる良好な生活環境を将来の世代に引き継ぐことのできるまちをめざします。

## 5. 基本施策

4つの基本目標を実現するための施策の柱である基本施策を次のとおり提案する。



## 6. 重点プロジェクトを考える上での視点

基本計画が対象とする環境は、地球環境から自然環境、都市環境、生活環境など幅広い範囲を対象としていることから、環境の現況や社会状況等を踏まえ、特に重点的に実施していく必要のある施策を重点プロジェクトと位置づけ、積極的に施策を展開していく必要がある。

重点プロジェクトは、めざすべき環境像の実現に大きく貢献するものであり、実施することにより、枚方市の姿が現れていくものである。また、基本計画の計画期間内において実施する施策の中でも、特に中心的な役割を担い、枚方市の環境政策の「顔」というべきものである。これまでは、どちらかというとも基本計画は総花的になりがちであったが、この重点プロジェクトを設定することにより、より効果的で効率的な環境施策の展開が期待できる。

重点プロジェクトを設定するにあたって、次に掲げる視点を基本とし、検討することが必要である。

- 基本計画全体をけん引する先導的なもの
- 複数の基本目標の達成に関わるもの
- 市民・事業者・行政が共通して取り組むべきもの
- 早急に対策を講じる必要があるなど優先的に取り組むべきもの
- 環境市民力の向上に関わるもの

## 7. すべての主体の参加と計画の推進

地球環境、自然環境、都市環境及び生活環境のそれぞれの分野において掲げている基本目標を実現するためには、市民・事業者・行政が自主的・積極的に取り組みを推進するとともに、相互に連携・協力していくことが不可欠である。そうすることで、はじめて環境問題が解決されるものであり、すべての環境保全活動の基本となるものである。このため、「すべての主体の参加」を4つの基本目標を実現するための共通の基盤として位置づけ、基本計画を推進していく必要がある。

### (1) 各主体の役割

基本計画を推進していくにあたって、市民・事業者・行政のそれぞれの役割は次のとおりである。

#### ①行政の役割

- 基本計画に掲げためざすべき環境像や基本目標の実現に向けて、環境保全に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進していく必要がある。
- 自らも事業者であることを自覚し、率先して環境負荷を低減するための取り組みを行う必要がある。
- 市民・事業者の環境意識を高めるとともに、自主的な環境保全活動が促進されるような取り組みを行う必要がある。
- 市民・事業者や国・大阪府・近隣自治体などと連携を図りながら、取り組みを推進していく必要がある。

#### ②市民の役割

- 日常生活が環境に負荷を与えていることを理解するとともに、環境問題が市民一人ひとりの問題であることを自覚し、自分たちの力で環境を守り、育てていくといった意識を持ち、環境保全の取り組みを行う必要がある。
- 行政が実施する環境に関する施策に協力するとともに、地域における環境保全活動に積極的に参加する必要がある。
- 環境に関連する市民団体等については、上記のほか、市民の先導的な役割を果たすとともに、自らの活動を通して市民の環境保全活動への参加を促す必要がある。また、市民団体等の間でも連携を図り、環境保全の取り組みの輪をさらに広げていく必要がある。

### ③事業者の役割

- 自らの事業活動が環境に負荷を与えていることを認識し、未然に環境への影響を低減するとともに、環境保全の取り組みを行う必要がある。
- 環境に配慮した製品・サービスの提供など、自らの事業活動を通して環境負荷の低減を図る必要がある。
- 行政が実施する環境に関する施策に協力するとともに、地域における環境保全活動に積極的に参加する必要がある。

## (2) すべての主体の参加

現在の環境問題は、日常生活や事業活動の様々な領域において私たち一人ひとりの行動と密接に結びついており、市民・事業者・行政のすべての主体が、より良い環境をつくっていかなければならないといった自覚を持ち、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図るなど実践行動につなげていくことが不可欠である。また、市民・事業者・行政の間での連携・協力をさらに強化し、すべての主体が参加できる環境保全活動を推進していく必要がある。

現在は、主に行政が環境保全の取り組みを先導的に行っているが、今後は市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任のもと、対等な関係で自分たちの環境は自分たちで守るといった高い意識を持ち、めざすべき環境像の実現に向け、一体となって取り組みを行っていく必要がある。

このように、すべての主体の一人ひとりが高い環境意識を持った社会の実現に向けて進んでいかなければならないが、市民・事業者の現状を踏まえると、当面は行政が率先して環境保全の取り組みを行うとともに、市民・事業者による環境保全活動を促進するための施策を積極的に展開していくことが非常に重要となってくる。

そのため、行政は市民・事業者が今日の環境問題等への理解を深め、その解決に向けた行動を実践できるように、環境教育・環境学習を推進していくとともに、環境情報の提供を積極的に行っていく必要がある。そして、自主的・積極的に市民・事業者が環境保全活動を継続して実践できるように、効果的な支援を行っていく必要がある。これらの施策を展開するにあたっての方向性を次のとおり提案する。

- 環境教育・環境学習の推進
- 環境コミュニケーションの推進
- 環境保全活動の促進

以上の施策を展開するにあたっての方向性は、5 ページに示した基本目標及び基本施策のすべてにかかわるものであって、めざすべき環境像を現実のものとするために、極めて重要なものである。

### (3) 計画の推進

基本計画に掲げた取り組みを着実に実践するために、施策の進捗状況を適切に把握し、その評価・見直しを継続的に行っていくことが重要であり、基本的な考え方は次のとおりである。

#### ①推進体制

枚方市の庁内組織である「枚方市環境行政推進本部」で担当部局間の調整を行い、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくとともに、基本計画の点検・評価を行うなど、計画の推進主体となることが適当である。

市民・事業者・行政がパートナーシップを形成し、環境の保全と創造についての取り組みを積極的に推進するための組織として「NPO 法人ひらかた環境ネットワーク会議」が設立され、様々な活動を展開している。今後も、市民・事業者・行政のパートナーシップ組織として、市民・事業者・行政の間のネットワークを広げるとともに、市民と行政の間にたって各種活動を支援する「中間支援組織」として活動をさらに強化していく必要がある。

基本計画に掲げるめざすべきまちの姿を実現するためには、行政だけではなく、市民・事業者の自主的な環境保全の取り組みが不可欠である。また、基本計画を推進するにあたり、市民・事業者・行政が相互に連携・協力することは非常に重要であり、すべての主体が連携・協力ができる体制や関係をさらに強化していく必要がある。

#### ②進行管理

基本計画の進行管理については、「枚方市環境行政推進本部」だけではなく、学識経験者・市民・各種団体などの委員で構成している「枚方市環境審議会」に報告し、意見・提言を受けるべきである。

#### ③指標の導入

基本計画を評価するにあたっては、環境指標等の設定を行い、施策の実施状況を定量的に把握し、具体的に評価していく必要がある。

なお、環境指標や目標値を決定し、定量的な評価を行うことは、PDCA サイクル（計画・実施・評価・見直し）を用いて基本計画を推進していくために、極めて重要である。

#### ④公表

基本計画の進捗状況は、市民・事業者にわかりやすく環境白書や市ホームページなど様々な手段を活用し、できるだけ迅速に公表することが望まれる。

# 付 属 資 料

## 付属資料 1 諮問書

---

環 総 第 1 5 4 号  
平成 2 2 年 7 月 2 日

枚方市環境審議会  
会長 浅野 浅春 様

枚方市長 竹内 脩

枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について（諮問）

標題の件に関し、環境の保全及び創造に関する施策の計画的な推進のあり方について、枚方市環境基本条例（平成 1 0 年枚方市条例第 1 号）第 2 6 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、諮問します。

別紙の諮問趣旨に沿い、調査・審議の上、答申をお願いします。

付属資料2 枚方市環境審議会委員及び環境基本計画改定部会委員名簿

枚方市環境審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	現職等
◎浅野 浅春	関西外国語大学 国際言語学部 教授
石川 聡子	大阪教育大学 教育学部 准教授
稲森 郁子	市民公募
今田 晃	市民公募
柿丸 裕	社団法人枚方青年会議所 室長
川合 進二郎	大阪歯科大学 生物学教室 教授
小杉 緑子	京都大学 助手
下野 辰久	大阪国際大学 人間科学部 教授
○高橋 さち子	龍谷大学非常勤講師、滋賀女子短期大学非常勤講師
田中 隆夫	北大阪商工会議所 常務理事・事務局長
田中 みさ子	大阪産業大学人間環境学部生活環境学科 准教授
永嶋 里枝	枚方法律事務所 弁護士
西岡 誠語	枚方市工業会 代表幹事
野田 奏栄	社団法人大阪自然環境保全協会 理事
弘田 徹	国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所河川環境課 課長
増田 啓子	龍谷大学 経済学部 教授
松宮 治市	北河内農業協同組合 理事
丸井 晶子	特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議 理事長
三田村 宗樹	大阪市立大学大学院 理学研究科 教授
峯川 章子	大阪府枚方保健所 所長
三輪 信哉	大阪学院大学 国際学部 教授
藪本 久美	枚方市立小学校長会 (中宮北小学校 校長)

◎は会長、○は副会長

枚方市環境審議会環境基本計画改定部会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	現 職 等
稲森 郁子	市民公募
今田 晃	市民公募
○下野 辰久	大阪国際大学 人間科学部 教授
田中 隆夫	北大阪商工会議所 常務理事・事務局長
田中 みさ子	大阪産業大学人間環境学部生活環境学科 准教授
野田 奏栄	社団法人大阪自然環境保全協会 理事
増田 啓子	龍谷大学 経済学部 教授
丸井 晶子	特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議 理事長
◎三輪 信哉	大阪学院大学 国際学部 教授

◎は部会長、○は副部会長

付属資料3 枚方市環境審議会における審議経過

年月日	会議名	主な審議事項
平成22年7月2日	第1回枚方市環境審議会	・枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について（諮問）
平成22年8月3日	第1回枚方市環境審議会 環境基本計画改定部会	・審議スケジュールについて ・枚方市の環境の現状と課題について
平成22年9月7日	第2回枚方市環境審議会 環境基本計画改定部会	・枚方市環境基本計画に基づく主な取り組みについて ・基本目標について ・施策の体系について
平成22年10月1日	第3回枚方市環境審議会 環境基本計画改定部会	・部会報告案について
平成22年10月15日	第4回枚方市環境審議会 環境基本計画改定部会	・部会報告案について
平成22年10月29日	第5回枚方市環境審議会 環境基本計画改定部会	・部会報告案について
平成22年11月17日	第2回枚方市環境審議会	・部会報告について ・答申案について
平成22年11月26日		・枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について（答申）

## 付属資料 4 枚方市の環境の現状と課題

### 基本施策 1 地球温暖化対策の推進

#### (1) 現状

- IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第4次報告書によれば、地球が温暖化していることは疑う余地がなく、その原因は人為起源の温室効果ガス濃度の増加だとほぼ断定されている。
- 1997（平成 9）年 12 月に採択された「京都議定書」において先進国全体で温室効果ガスの排出量を 2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年までの間に、1990（平成 2）年比で 5%以上削減することが定められており、この中で日本は 6%削減することが義務付けられた。これを機に、国において「京都議定書目標達成計画」が策定されるなど、本格的な地球温暖化対策が進められることとなった。枚方市においても「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」や「枚方市役所 CO<sub>2</sub> 削減プラン」を策定し、地球温暖化防止に向けた取り組みを推進している。
- 枚方市域で排出される二酸化炭素は、ほとんどがエネルギー起源の二酸化炭素であると推察されている。枚方市域のエネルギー消費量は、これまでの大量生産・大量消費の社会システムを背景に増加を続けてきたが、最近は横ばいか、わずかであるが減少傾向がみられるようになった。
- 枚方市においては、平成14年7月23日に36.8℃、同年7月28日に38.2℃、平成18年8月15日に38.4℃の日別国内最高気温が記録され、全国的に「暑いまち」として知られるようになった。

#### (2) 課題

- 「京都議定書」の削減目標の達成をはじめとした地球環境問題への対応は、国レベルにおける取り組みだけではなく、私たち一人ひとりの日常生活や事業活動を地球環境の視点から見つめ直すとともに、市民・事業者・行政間の連携・協力体制をさらに強化し、具体的に実践していく必要がある。
- 「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」には、二酸化炭素の排出削減目標（平成 24 年度に 17 年度比 17%削減）を具体的に掲げており、その目標の達成に向け、より具体的で実効性のある取り組みを市民・事業者・行政が行っていく必要がある。
- 国においては 1990（平成 2）年比で 2020（平成 32）年までに温室効果ガスの排出を 25%削減することを表明しており、国等の動向を踏まえながら、地球温暖化対策を推進していく必要がある。
- 枚方市は、平成 14 年と 18 年に国内最高気温が記録されるなど、「暑いまち」として知られており、ヒートアイランド対策を推進していく必要がある。

- 森林や里山などは、適正に維持管理をすることで地球温暖化防止に重要な役割を果たすことから、保全に向けた取り組みを行っていく必要がある。

## 基本施策2 地球環境保全対策の推進

### (1) 現状

- 酸性雨については、広域的な連携が必要なことから、大阪府では平成元年度に大阪府酸性雨調査連絡会が組織されており、枚方市もこの連絡会に参加している。大阪府酸性雨調査連絡会では、酸性雨のモニタリング調査を大阪府下の11ヵ所で行っており、枚方市域においても1ヵ所で行われている。
- オゾン層の保護に向けた取り組みとして、大阪府フロン対策協議会に参加し、フロンの回収・処理を推進するための啓発事業を行っている。

### (2) 課題

- 酸性雨については、広域的に状況を把握するため、今後も大阪府酸性雨調査連絡会に参加し、継続的にモニタリング調査を実施していく必要がある。
- オゾン層の保護に関しては、今後も大阪府フロン対策協議会に参加し、広域的な連携を図っていく必要がある。

## 基本施策3 自然環境の保全

### (1) 現状

- 枚方市の自然環境は、里山、水辺地（淀川、市内河川、ため池）、農地、市街地の孤立林によって特徴づけられている。
- 東部地域の穂谷・尊延寺地区には、人と自然・生物が共存する里山が残されている。これらの里山は、棚田やため池、農耕地、森林などの様々な環境が組み合わさっており、棚田やため池の土手には里草地の植物が豊富に生育している。しかしながら、農をめぐる様々な状況の変化から、里山の自然を維持していくことが困難となっている。また、穂谷地区は、環境省の自然環境調査「モニタリングサイト1000」の里地タイプのコアサイト（重点調査地域）として選定され、調査が行われている。
- 本市西部を流れる淀川は、古来より治水・利水のために河川改修が行われてきた河川であり、生息する魚類の豊富さや貴重種の存在する水系としても知られている。中でも楠葉地区や牧野地区などではワンドの保全・再生整備が図られている。また、楠葉付近は淀川の大規模な氾濫原を特徴づける植物が豊富な地区となっている。

- かつて水田には、カエルをはじめ、ヘビ、トンボ、タニシ、フナ、ドジョウ、メダカなどが生息し、それらを餌とするサギ類などの水鳥が多く飛来していた。一時期、強い農薬の使用によって、生物の多様性が失われたが、近年回復の傾向にある。しかし、農地は宅地化などにより減少している。
- 人口の増加と市街化の拡大につれて自然景観が損なわれ、市街地に住む人たちが日常的に自然とふれあう機会が少なくなっている。
- 外来種による農作物の食害や生態系への悪影響が懸念されており、特にアライグマについては、大阪府アライグマ防除実施計画に基づき大阪府と連携して、計画的な防除を行っている。
- 近年、カシノナガキクイムシ（カシナガ）が媒介するナラ菌により、ミズナラ等が集団的に枯損する「ナラ枯れ」が本州の日本海側を中心に発生している。枚方市においても東部地域の山林で「ナラ枯れ」が発生している。

## （２）課題

- 里山や水辺地などの自然は、動植物の生息地であり、地球温暖化防止や景観形成、災害の防止など、多くの面で重要な役割を果たしていることから、保全・継承していく必要がある。
- 枚方市では、淀川や東部地域の里山、市内河川（船橋川、穂谷川、天野川）、孤立林、ため池などが、分断され孤立した状態となっており、地域全体として生物が行き交うことができる水と緑のネットワークを形成する必要がある。
- 東部地域の里山は、全国的にも非常に価値の高いものであり、食料の自給機能や市民への潤いのある場の提供の観点からも、保全のあり方を検討していく必要がある。
- 外来種については、今後とも情報収集を行い、生態系に悪影響が及ぼさないように配慮していく必要がある。
- 東部地域の山林で「ナラ枯れ」が発生しており、被害拡大の防止に向け、国等の動向を踏まえながら、対応策を検討していく必要がある。

## 基本施策 4

### 緑化の推進

#### （１）現状

- 枚方市の緑被率は、平成 19 年（2007 年）で 31.8%となっている。緑被地の土地利用は農耕地、草地、雑木林が多くなっている。淀川河川敷の草地と東部地域の穂谷・尊延寺地区の里山にまとまりのある緑が分布しているが、そのほかは市街地の孤立林や農地などに散在している。

- 公園は、405カ所(面積202.14ha)の公園が整備されている(平成22年4月1日現在)。市民一人あたりの公園面積は4.98m<sup>2</sup>であり、大阪府の一人あたりの面積5.60m<sup>2</sup>よりも低い水準となっている。

## (2) 課題

- 枚方市の緑被率は年々減少しており、緑化の保全と創出を図る必要がある。緑は、市民が身近に自然とふれあえる貴重な自然的要素であり、適正な保全・活用、水と緑のネットワーク化が求められる。
- 都市部の緑は、うるおいとやすらぎのある都市空間の形成に役立つだけでなく、ヒートアイランド現象の緩和、二酸化炭素の吸収源となるなど、環境の保全に大きな役割を果たすことから、公園整備や公共施設の緑化とともに、市民・事業者と連携した緑化の推進を図る必要がある。
- 緑化の推進にあたっては、生態系にも配慮を行い、可能な限り地域の植生に配慮した緑化を検討する必要がある。

## 基本施策5

### 農を活かしたまちづくり

## (1) 現状

- 農業の基盤としては、平成17年の農家数は1,433戸であり、昭和60年から約35%減少している。また、平成17年の経営耕地面積は47,242aであり、昭和60年から約36%減少している。
- 枚方市では、最も栽培面積の多い水稻栽培において、環境にやさしい「レンゲ栽培米栽培生産支援事業」への取り組みを平成11年度から行い、施肥量の軽減を図っている。平成21年度のレンゲ種子播種面積は68.36haであり、平成11年度から約133%増加している。

## (2) 課題

- 農地は、防災・緑地空間・水源涵養・市街地のヒートアイランド現象の緩和や身近に自然に触れられる癒しの場など、多面的な機能を有していることから、農地の保全に向けた取り組みが必要である。
- 食の安全安心やフードマイレージの問題、食料自給率の向上も踏まえ、地産地消の取り組みを推進していく必要がある。

## 基本施策 6

### 環境にやさしいまちづくり

#### (1) 現状

- 公共下水道の整備普及率は、92.3%（平成 22 年 3 月 31 日現在）となっている。また、新たに東部清掃工場、火葬場（やすらぎの杜）が稼動するなど、一定の都市基盤の整備が整いつつある。
- 地域の住民が地域の特性を生かし、良好な住環境を保全していくことを目的として、建築協定制度を促進している。建築協定地区は、34 地区（平成 22 年 3 月 31 日現在）となっている。
- 国道 1 号の慢性的な交通渋滞の緩和を目指して建設が進められてきた第二京阪道路が、平成 22 年 3 月 20 日に全線開通した。

#### (2) 課題

- 都市としての活力を維持・発展させながら、将来にわたって住み続けられるよう、計画的で効果的な土地利用を図っていく必要がある。
- まちづくりは地球温暖化や生物多様性などの環境問題にも関連しており、低炭素型のまちづくりや自然環境と共生したまちづくりを進めていく必要がある。
- 第二京阪道路の開通による環境への影響について、今後注視していく必要がある。

## 基本施策 7

### 美しいまち並みの確保

#### (1) 現状

- 都市景観の保全を進めるため、平成 6 年に「枚方市都市景観基本計画」を策定するとともに、優れた都市景観の形成に向けて積極的に取り組んでいくために「枚方市都市景観形成要綱」を平成 11 年より施行している。
- 清潔で美しいまちづくりを推進するため、平成 14 年 10 月 1 日に「枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例」を施行し、ごみのポイ捨てや犬の糞の放置等の防止対策を推進している。しかし、現状ではごみのポイ捨てや犬のふんの放置等の問題については、今もなお市民からの要望・苦情が寄せられている。
- 平成 20 年 10 月 1 日に「枚方市路上喫煙の制限に関する条例」を施行し、公共の場所における歩行喫煙を禁止するとともに、枚方市駅と樟葉駅周辺の一部を路上喫煙禁止区域に指定している。

## (2) 課題

- 美しいまち並みを確保するには、市民・事業者・行政の各主体が「自分たちのまちは自分たちで美しく」という意識を持ち、行動することが重要であり、今後とも継続した未然防止対策を推進し、良好な都市景観の形成を進めていく必要がある。

## 基本施策 8 歴史文化資源を活かしたまちづくり

### (1) 現状

- 枚方市は古くから京都と大阪を結ぶ交通の要衝にあり、現在も一部の街道や集落にはその面影が残っている。
- 各地区に残る歴史的たたずまいを地域の個性として保全・整備し、貴重な景観資源として活用する目的で、現在、歴史街道枚方宿地区を都市景観形成協議地区及び歴史的景観保全地区に指定している。
- 平成 5 年に「枚方市文化財保護条例」を制定し、市指定文化財の指定を行うなど文化財の保護を進めている。市内には、百済寺跡などの国指定等の多くの指定文化財がある。

### (2) 課題

- 優れた歴史的景観を保全するとともに、歴史文化遺産としての整備・活用を進めていく必要がある。

## 基本施策 9 廃棄物対策の推進

### (1) 現状

- 枚方市におけるごみ処理量は、昭和 50 年代から大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを背景に増加を続けたが、平成 7 年度を境に減少傾向を示している。このうち、事業系ごみは平成 8 年度から減少傾向を示すようになり、家庭系ごみについても平成 10 年 10 月のごみ袋の透明・白色半透明袋化の本格実施、平成 11 年 3 月の粗大ごみ電話申込制の導入、平成 14 年 4 月の大型ごみ有料化の実施などによる減量効果が現れている。
- 平成 21 年度のごみの年間処理量は約 11.1 万トンとなっており、ピーク時の平成 7 年度に比べ、約 3.9 万トンのごみ処理量が減少している。
- 平成 21 年度の市民一人あたりの焼却ごみ量は 880g であり、大阪府平均 1,245g (平成 19 年度) よりも大幅に下回っている。

## (2) 課題

- 循環型社会や低炭素社会の実現に向け、ごみの発生抑制を最優先に環境負荷の低減と資源の有効利用を推進していく必要がある。
- 平成 21 年 6 月に策定された「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）」に基づき着実に施策を展開し、ライフスタイルの見直しも含めた、環境負荷の低減による持続可能な循環型社会の実現をめざす必要がある。

## 基本施策 10 水の循環

### (1) 現状

- 雨水の貯留・浸透機能の確保について交北公園、車塚公園、南部生涯学習市民センター等で雨水を散水などに利用している。また、東部清掃工場では、屋上に降った雨水を滅菌処理し貯留して、灌水用に有効利用している。

### (2) 課題

- 里山や農地を保全し、雨水の貯留浸透能力や地下水の涵養能力を保全・向上することにより、東部地域の里山と淀川の水循環のつながりを含めた、健全な水の循環を形成する必要がある。
- 用水の循環利用など使用の合理化、雨水の用水としての利用などを進める必要がある。

## 基本施策 11 良好な生活環境の確保

### (1) 現状

- 市民の健康と良好な生活環境を守っていくために、枚方市では大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害の防止や、澄んだ空気、清らかで豊かな水や静けさの確保など、より良好な環境をめざした取り組みを進めてきた。

#### <大気質>

- 大気質の経年変化をみると、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、工場・事業場に対する排出規制、公害防止技術の進展や自動車排出ガス規制の強化などにより、近年では一定の改善が進み、環境基準を達成している。
- 光化学オキシダントは、光化学スモッグの原因物質であり、その環境基準の達成状況は全国的にも低く、枚方市においても環境基準の達成ができていない。なお、光化学オキシダントが高濃度で、その状態が継続されると認められる場合には、大阪府が光化学スモッグ情報を発令している。

#### <騒音・振動>

○平成 21 年度の一般地域における騒音は、すべて環境基準を達成している。道路に面する地域の環境基準の達成状況は、昼夜ともに達成できたのは 87.9%、昼のみの達成は 6.7%、夜のみの達成は 0.1%、昼夜ともに環境基準を超過したのは 5.2%となっている。

#### <水質>

○河川における生物化学的酸素要求量 (BOD) については、工場・事業場に対する規制指導や下水道整備等により、概ね改善傾向にある。しかし、平成 21 年度の調査結果によると、環境基準点 3 地点 (船橋川、穂谷川及び天野川の流末) のうち、天野川で環境基準を達成、それ以外は環境基準を達成できていない。

○浮遊物質 (SS) 及び溶存酸素量 (DO) については、環境基準を達成しているが、水素イオン濃度 (pH) 及び大腸菌群数については、環境基準点 3 地点で環境基準を達成できていない。また、カドミウム、全シアンなどの健康項目については、すべての地点で環境基準を達成している。

#### <地盤沈下・地下水質>

○地盤沈下は、近年は地下水汲み上げ規制等により沈静化し、微少量の変動がみられる程度となっている。

○地下水質については、地下水質の概況を把握するための概況調査と発見された汚染について汚染範囲の確認等を行うための汚染井戸周辺地区調査と地下水汚染の継続的な監視を行うための継続監視調査を実施している。平成 21 年度は、概況調査 3 地点、汚染井戸周辺地区調査 2 地区、継続監視調査 12 地区・16 井戸で調査を実施している。

#### <ダイオキシン類等>

○ダイオキシン類は、工業的に製造される物質ではなく、物の焼却の過程などで自然に生成する物質であり、発がんを促進する作用、甲状腺機能の低下、免疫機能の低下を引き起こすなどの影響を及ぼすといわれている。市内の大気、河川水質・底質、地下水質、土壌のダイオキシン類の調査によると、平成 21 年度はいずれも環境基準を満足していた。その他の有害大気汚染物質については、平成 21 年度において、環境基準及び指針値を下回っていた。

## (2) 課題

#### <大気質>

○大気質は全般的に改善傾向にあるが、低公害車等の普及促進や公共交通機関利用などにより、自動車利用を抑制し自動車排出ガスに起因する大気汚染を抑えていく必要がある。また、工場・事業場に対する支援や排出ガス対策を継続して推進することが求められている。環境基準を達成していない光化学オキシダントについては、国・大阪府と連携した広域的な対策を強化する必要がある。

○平成21年に新たに設定されたPM2.5について、今後状況を把握していく必要がある。

#### <騒音・振動>

○工場・事業場の騒音・振動については、規制指導の徹底に加え、環境に配慮した事業活動への転換を促進する必要がある。

○自動車による騒音・振動については、従来からの監視体制を継続するとともに、関係部局と連携した交通対策や道路対策を推進する必要がある。

#### <水質>

○公共下水道の整備普及率（平成21年度）は、92.3%となっており、引き続き、公共下水道の整備を行うなど地域特性に応じた生活排水対策を行うことにより、河川等の水環境を保全するとともに、工場・事業場からの排水に係る監視・指導体制を継続していく必要がある。

#### <土壌・地下水>

○土壌汚染や地下水汚染は、いったん発生すると回復に長期間かかることから、今後も未然防止に努めていくとともに、地下水汚染の監視を継続していく必要がある。

#### <ダイオキシン類等>

○ダイオキシン類及び有害大気汚染物質については、引き続き、法の規定に基づく継続的な監視を行う必要がある。

○化学物質等に対しては、特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）等に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するとともに、健康リスクに係る情報の収集・提供等に努め、市民・事業者・行政が情報を共有し、社会全体で化学物質に対する安全性を確保する必要がある。

○アスベストについては、建築物の解体工事等に伴う対策を徹底するなど、適切に対応していく必要がある。

## 環境教育・環境学習の推進

### （1）現状

○平成18年度から教職員すべてが環境について認識を深め、その経験を園児・児童・生徒への環境教育活動に生かしていくことを目的に、枚方市独自の「学校版環境マネジメントシステム（S-EMS）」を構築し、環境保全の取り組みを全学校園において推進している。

○小学校4～6年生を対象に環境副読本「わたしたちのくらしと環境」を作成し、市内各小学校に配布している。

- 平成 18 年度に「枚方市環境教育・環境学習推進指針」を策定し、市民・事業者・行政が連携・協力して、地域で環境を学ぶ仕組みや幼児の環境学習の仕組みづくりを進めている。
- 幼少期から環境に興味を持ってもらうために、市内の学校園や保育園に対して、環境出前授業等を行っている。

## (2) 課題

- 「学校版環境マネジメントシステム (S-EMS)」を運用するにあたっては、学校園における負担を軽減するとともに、より効果的な仕組みを検討していく必要がある。
- 市民・事業者との連携を図りながら、それぞれのライフステージに応じた環境教育・環境学習の仕組みを検討するとともに、子どもだけでなく大人も対象にした環境講座等の取り組みをさらに強化していく必要がある。

## 環境コミュニケーションの推進

### (1) 現状

- 環境問題に関する理解を深め、市民・事業者の環境保全の取り組みを促進することを目的に、枚方市の環境の現況や環境基本計画に基づく施策・事業の進捗状況等をまとめた「ひらかたの環境 (環境白書)」を毎年発行している。
- 枚方市の環境に関する情報をわかりやすく市民・事業者に伝えるため、「エコレポート (枚方市環境報告書)」を毎年発行している。
- 枚方市の広報紙である「広報ひらかた」に、環境に関連した記事を掲載し、啓発に努めている。
- 枚方市の環境に関する取り組みや枚方市域で開催される環境イベント等の情報を市民・事業者提供する番組「環境定期便」をエフエムひらかたで放送している。
- 枚方市内で行われている環境保全活動を共有し、環境に関する市民の関心を高め、市域における環境保全活動のさらなる推進を図ることを目的に「ひらかたエコフォーラム」を毎年開催している。

### (2) 課題

- 環境情報の提供は、受け手である市民等の声を聞きながら、よりわかりやすく、広範囲にかつ迅速に行っていく必要がある。
- 「ひらかたエコフォーラム」は環境イベントとして定着しつつあるが、他団体や一般市民がより多く参加するための内容を検討していく必要がある。

## 環境保全活動の促進

### (1) 現状

- 環境保全活動の活性化を図るために、ISO14001 及びエコアクション 21 を認証取得する事業者に対し、取得に要する経費の一部を補助している。
- 環境基本計画の推進組織として位置づけている市民・事業者・行政が連携・協力し環境保全活動を推進するための拠点である「NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議」に対し支援を行っている。
- 枚方市内で活動している環境保全団体等に対して支援を行っている。
- 環境保全に貢献する活動を実践している個人、団体又は事業者を顕彰することにより、環境に関する市民の関心を高め、枚方市域における環境保全活動の更なる推進を図るために、環境表彰を実施している。

### (2) 課題

- 市民・事業者による環境保全活動をさらに促進させる施策を検討していく必要がある。
- 市民・事業者・行政の間のつながりを強化し、ネットワークの輪を広げることによって、さらなる連携を図っていく必要がある。

## 付属資料5 答申にあたって（意見）

---

本審議会において審議する中で、次のような意見があったので、基本計画を策定する際には参考としていただきたい。

### 1 計画の総合性

基本計画では、対象とする範囲を幅広く捉えているため、多岐にわたる施策を展開することになる。その一つひとつの施策において目標を設定し、その目標に向けて着実に実施することは非常に大切なことであるが、例えば、里山の保全が景観保全だけでなく、水源涵養や生物多様性の保全、二酸化炭素の固定、ヒートアイランド現象の緩和などにも深くかかわっているように、一つの施策そのものが複合的な効果を持っていることの認識も重要である。それぞれの施策、基本施策、基本目標などは複雑に相互に関連しており、総合的な視点で基本計画を推進していく必要がある。

### 2 里山の保全

枚方市の東部地域には、豊かな自然や生態系が残された里山がある。穂谷地区の里山は、環境省の自然環境調査「モニタリングサイト 1000」の里地タイプのコアサイト（重点調査地域）として選定されるなど、非常に価値の高い里山となっている。この貴重な里山を今後も里山であり続けることができるように、適切な情報を発信していくとともに、土地所有者などを含むすべての主体で連携・協力しながら保全に向けた取り組みをしていく必要がある。

### 3 工場等の操業環境の整備及び保全

枚方市の産業は、地域経済及び地域社会の発展に重要な役割を果たしており、地域の産業の基盤の強化及びその健全な発展を図っていく必要がある。その中で、工場等の操業にあたっては、工場等から発生する環境負荷の低減に努めることが当然必要であるが、工場等が地域の健全な発展等に寄与していることに鑑み、「枚方市産業振興基本条例」に基づき企業団地等の良好な操業環境の整備及び保全に努めることが望まれる。

### 4 基本計画のテーマ

基本計画におけるテーマについて、次のとおり例示があった。

- 「スマート コミュニティシティ ひらかた」
- 「生命（いのち）と地球を思いやるまち枚方」

### 5 重点プロジェクト

重点プロジェクトについて、次のとおり例示があった。

- 「地球温暖化」
- 「里山」
- 「環境教育・環境学習」

## 6 わかりやすい基本計画

基本計画を策定する際、冊子以外に簡単に内容が理解できるものを作成することが望まれる。例えば、イラストを活用した「絵で見る枚方市の環境基本計画」を作成するなど、枚方市全体を俯瞰して、自分の行動が何に関連して、その結果がどのように結びつくかといったことが容易に理解できるようにすることが望まれる。

## 7 広域的な視点

基本計画を行政の施策の一つとして捉えると、市域の環境のみの改善に目がいきやすい。しかしながら、人の決めた境界と、環境の広がりとは必ずしも一致していない。枚方市も生駒山系や淀川水系など、広域的な環境の中の一部であることを認識し、施策を展開していくことが重要である。

## 8 配慮指針の策定

今後の枚方市の環境の在り方を形成していく基本計画が実効性のあるものとなるためには、市民・事業者・行政の三者が具体的に行動を起こしていくための地域別の配慮指針や主体別の配慮指針などの策定を検討していく必要がある。